

古賀市中小企業等応援金 Q & A

Q 1 応援金を現金で受け取りたい。

A 1 口座振込のみとなります。現金での受け取りはできません。

Q 2 申請書類が不備なく受理されたかどうかを知りたい。

A 2 書類を確認後、応援金の給付に関する決定通知書又は不交付決定通知書を古賀市内の事業所の所在地に送付します。不備があれば電話等で問い合わせする場合があります。

Q 3 応援金が振り込まれるまでどれくらいの期間がかかりますか。

A 3 不備のない状態の申請書類を受理して、2週間程度で振り込みます。状況によっては、それよりも時間を要する場合があります。

Q 4 令和2年6月に売上げが35%減少し応援金の10万円を受け取りました。しかし新型コロナウイルスの影響が続き、同年11月に売上げが60%減少してしまいました。差額10万円の申請はできますか。

A 4 比較する月（上記例の場合、令和元年と令和2年の11月分）の「売上高が分かる帳簿」と「売上減少率計算表」を添付し、「差額交付申請書兼実績報告書（兼請求書）」にて申請ができます。

Q 5 常時使用する従業員の考え方は。

A 5 以下の方は常時使用する従業員数に含みません。

- (1) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- (2) アルバイト、パートタイム労働者

Q 6 古賀市に居住し、古賀市で確定申告をしています。事業所は市外にありますが、申請できますか。

A 6 古賀市に事業所（店舗）があることが条件となっていますので申請できません。

Q 7 古賀市外に本社があり事業所の一部が古賀市内にあります。この場合は対象となりますか。

A 7 古賀市内にある事業所に常時使用する従業員の半数以上が常時勤務していれば、対象となります。→**Q 5**参照

Q 8 古賀市内で複数の事業者の代表を兼ねていますが、それぞれの事業者において申請ができますか。

A 8 いずれか1つの事業者のみの申請となります。複数の申請はできません。



いずれか1つの事業者で申請してください。

Q 9 古賀市内に複数の店舗がありますが、店舗ごとに申請できますか。

A 9 申請は法人又は個人事業者単位となるため、事業者が同一であればすべての店舗の売上高を合算して1事業者として申請してください。

Q 10 古賀市外にも店舗を持っています。古賀市での申請は、古賀市内の店舗の売上高だけの申請となりますか。

A 10 申請は法人又は個人事業者単位となるため、事業者が同一であれば、市外分も含めて合算して申請してください。なお、古賀市内の店舗が主たる店舗であることが条件です。

Q 11 対象となる条件の中で、「法人の場合は、大企業が実質的に経営参画していないこと。」とあるが、実質的に経営に参画しているとはどういうことですか。

- A 11**
- 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること
 - 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること
 - 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること

Q 12 最近店舗数が増え、その分の売上が増えているが、1店舗あたりに換算すると、大きく減少している。対象になるでしょうか。

A 12 「売上減少率計算書」の「前年同月との比較が困難な場合・・・」の①か②で計算してください。その際、店舗が増加したことが確認できる書類を添付してください。

Q 13 個人で事業を営む者の場合の事業収入とは具体的にどのような収入ですか。

A 13 ここで言う事業収入とは、確定申告書B「収入金額等」の欄の「㊦営業等 ①農業 ㊧不動産」の項目に該当する収入のことを言います。

Q 1 4 個人で事業を営む者であり、この1年以内に事業承継しました。昨年と事業主は変わりましたが、事業をそのまま引き継ぎ、事業内容は実質変わっていません。給付対象になりますか。

A 1 4 1年前と事業主が変わったとしても、事業承継後も同一の事業を行っていることが開業届等で確認でき、昨年と同一基準で売上の比較が可能であれば対象となります。

Q 1 5 事業所は古賀市内ですが、派遣先が市外の施設であり、主に市外で働いています。このような場合でも対象になりますか。

A 1 5 古賀市内に事業所を設立しているという場合は対象になります。市内に事業所を有していることが確認できる書類が必要になります。

Q 1 6 派遣で講師をしており、実質的には事業収入ですが、派遣先から給与収入や雑収入という形でもらっていて確定申告でもそのように申告しています。確定申告上は事業収入が半分以下ですが対象になりますか。

A 1 6 直近の確定申告書類で、事業収入が収入全体の半分以上になっていることが確認できない限り対象になりません。

Q 1 7 令和元年10月に独立開業しました。それまでは給与収入だったため、令和元年確定申告書では、事業収入より給与収入が多いのですが対象になりますか。

A 1 7 令和2年3月末までに開業していることが、開業届や営業許可等により確認でき、現在は主たる収入が給与収入でないことの証明として、勤務先を退職したことがわかる証明の写しの添付があると、対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q 1 8 令和2年2月に開業しました。前年同月との比較ということですが、前年は事業収入がありませんが、申請はできますか。

A 1 8 「売上減少率計算書」の「前年同月との比較が困難な場合・・・」の②を使用して計算してください。開業届の添付も必要です。3月開業で売上が少ない場合は窓口にご相談ください。

【令和2年7月3日改正】

Q 1 9 令和元年の年間事業収入が120万円以上の場合に申請の対象となっていますが、令和元年10月に開業し3ヵ月分で90万円の収入しかありません。このような場合は対象にならないのですか。

A 1 9 平成31年2月から令和2年3月までの期間に開業した場合は、特例で開業月（売上発生月）から12ヶ月分の売上高、もしくは開業月（売上発生月）から申請月（比較対象月）の前月分までの合算から月平均売上高を算出し、1.2倍して年間事業収入を算出します。詳しくはお問い合わせください。

Q 2 0 月当たりの売上の変動が大きく、前年との売上の比較が困難である。どうしたらいいでしょうか。

A 2 0 売上の計上に季節性があり、単純に前年との比較が困難な場合は、下記の基準により売上の比較を行ってください。※①②の条件を両方満たす必要があります。

- ① 令和2年1月から12月の間の任意の連続した3か月間の売上が前年同期間の3か月の売上と比べて30%以上減少していること。
- ② ①の比較で設定した3か月間の前年同期間の3か月の売上高が、令和元年（平成31年）中の年間売上高の50%以上を占めること。

(例)

年	令和元年(平成31年)												令和2年				
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
売上高 (万円)	0	800	300	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	200	100	0

① 令和元年の比較対象の売上高 …… 1,100 万円
 令和2年の比較対象の売上高 …… 300 万円
 ● $(1,100 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \div 1,100 \text{ 万円} \times 100 = 72\%$ …… 売上減少率

② 1,300 万円 …… 令和元年中1年間の売上
 1,100 万円 …… 令和元年の比較対象の売上高
 ● $1,100 \text{ 万円} \div 1,300 \text{ 万円} \times 100 = 84\%$ …… 令和元年中の年間
売上高に占める割合

※原則として令和元年の年間売上高が確定申告書類で確認できる必要があります。
 ※上記のように、季節性売上であることがわかるような1年間の月別売上高が記載された帳簿等の書類の提出が必要です。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 1 国の持続化給付金の給付を受けました。「提出時チェックシート様式1」の提出書類に交付（決定）決定通知の写しが必要とありますが紛失しました。どうしたらよいでしょうか。

A 2 1 国の持続化給付金または福岡県の持続化緊急支援金の給付（交付）決定通知を紛失した場合は、振り込まれた通帳の入金月の取引明細書を銀行で発行してもらうか、通帳の見開きページから入金印が印字されたページまでの写しを添付してください。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 2 「提出時チェックリスト様式2」の提出書類に確定申告の写しに税務署の收受印が必要とありますが、電子申告の場合はどうしたらいいですか。

A 2 2 確定申告書の上部に「電子申告の日時」「受付番号」があるものを添付してください。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 3 「提出時チェックリスト様式2」の提出書類に確定申告の写しに税務署の収受印が必要とありますが、収受印がありません。

A 2 3 提出先の税務署で取得するか、税務署で収受印が押されたものを閲覧（閲覧方法は税務署へお尋ねください）し写真に撮ってプリントアウトしたものを添付してください。取得方法等詳しくは税務署にお問い合わせください。確定申告ではなく市県民税申告をされている場合はお問い合わせください。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 4 中小企業等応援金は課税の対象となりますか。

A 2 4 課税の対象となります。事業収入として確定申告（市県民税申告）をしてください。小規模事業者緊急支援金も同様です。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 5 比較対象月を見込額で申請したいのですが。

A 2 5 見込額では申請できません。月締め後、正確な売上高で申請してください。

【令和2年7月3日追加】

Q 2 6 確定申告（平成31年1月から令和元年12月までの収入の申告）をしていません。応援金はどのようにして申請をしたらいいですか。

A 2 6 令和元年12月までに開業されている場合は、税務署もしくは市税課で確定申告（市県民税申告）をしてください。

※申告に必要な書類は事前に税務署等へお問い合わせください。

※応援金の申請に必要な書類を「提出時チェックシート2」で必ず確認して申請してください。